

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の 仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地 利用のルールづくり

目標 5

平成 24 年度（2012 年度）までに自然環境の保全に関する条例を制定し、
消失の危機にある自然環境を保全していきます。

【目標担当課：景観みどり課】

■目標の達成状況

条例制定に至っていません。

平成 25 年度より、開発行為における緑化基準や現行法令では保全できない地域を対象とした新たな保全制度を検討し、みどりの保全・創出・再生についての包括的な内容を盛り込んだ条例の制定を目指して「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しを行っていくこととしました。

条例制定における緑化基準の設定については、他自治体の緑化計算方法や植栽基準、駐車場における緑化の事例整理など有効な緑化手法について情報の収集に努めました。

詳細は重点施策 16 をご覧ください。

目標 6

平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課：景観みどり課】

■目標の達成状況

●指定及び位置づけ

コア地域	本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷(堤)、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷(甘沼)、行谷、柳谷(芹沢)、柳島の 7 地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	平成 23 年度末に清水谷を指定しています。 平成 21 年度策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、他の指定候補地として赤羽根十三区、行谷、長谷、赤羽根斜面林を位置づけています。
湘南海岸保全配慮地区 ¹	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区 ²	「みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎南東部緑化重点地区	

目標 5 にある「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直し作業に併せ、条例に定める具体的な制度等について関係機関や市民団体等と議論を重ねていきます。

詳細は重点施策 17 をご覧ください。

¹ 保全配慮地区：都市緑地法第 4 条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

² 緑化重点地区：都市緑地法第 4 条の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

重点施策 16 自然環境の保全に向けた条例の制定

■ 施策のねらい

- ・市内の急速な都市化に伴い、消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定し、自然環境を保全します。

■ 平成 24 年度版年次報告書の内容

課題(環境審議会の評価)

- ・具体的な内容を示すこと。
- ・環境政策課と連携すること。



今後の方向性(32 年度までに目標を達成するため)

- ・条例見直しにおける具体的な方向性を決めていきます。
- ・環境政策課等と連携し庁内調整します。



■ 平成 25 年度の取り組み

予定していた施策 (◎: 予定していなかったが実施した施策)	実施結果 ([]: 平成 24 年度実績、《 》: 理由等)
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」一部改訂作業とあわせた、条例見直しに係る方向性の検討	・庁内関係課、市民及び関係審議会において検討し、見直しについての方向性を決定しました。
まちづくり条例に係る緑化基準の議案提出	・未提出 《 包括的な内容での条例見直しの検討を行うこととしたため。 》
◎先進市町村の状況調査	・インターネットや資料による調査を行いました。 ・既に条例を制定している藤沢市へのヒアリングを行いました。

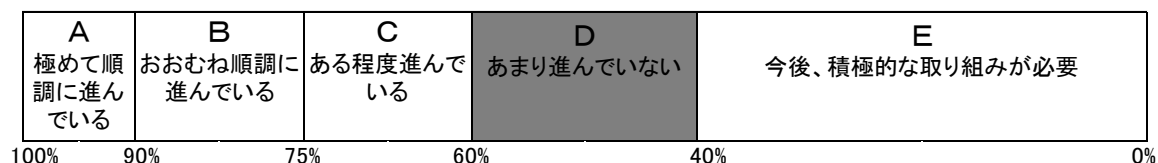
■ 予算執行状況等

担当課	平成 25 年度予算額	平成 25 年度 決算見込額	平成 26 年度 予算額
景観みどり課	0 千円	0 千円	0 千円

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり



■評価及び理由



【施策実施担当課：景観みどり課】
できたこと・成果 ・庁内関係課、市民及び関係審議会において協議を行い、課題や必要な制度について把握した上で見直しにおける方向性のある程度決定することができました。 ・先進市へのヒアリング等により、本市の状況に合った条例のあり方や制度の研究ができました。
できなかったこと・問題点 ・方向性に沿った制度等の具体化には至っていません。



■今後の方向性(優先度順)

- ・自然環境保全に向けた制度や開発行為等における緑化基準等を盛り込んだ条例を検討します。
- ・環境基本計画やみどりの基本計画における施策の実現を視野に入れた条例を検討します。
- ・庁内及び市民との十分な協議を行います。
- ・具体的な作業工程を作成します。

■スケジュール

短期			中期			長期			
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 条例(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例)の方向性の検討									
			② 条例(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例)の改正、移行						
			③ 条例(茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例)の本格実施、周知						

重点施策 17 保全すべき地域の指定

■ 施策のねらい

- ・特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の重要な地域を「保全すべき地域」と指定し、貴重な自然環境を有する地域の保全を図ります。

■ 平成 24 年度版年次報告書の内容

課題(環境審議会の評価)

- ・指標種が多い「城之腰」、「汐見台」をコア地域に加えること。
- ・環境政策課と連携すること。



今後の方向性(32 年度までに目標を達成するため)

- ・保全すべき地域の基礎データを採取します。
- ・重要施策 16 の自然環境保全に関する条例と併せて検討を進めます。



■ 平成 25 年度の取り組み

予定していた施策 (◎: 予定していなかったが実施した施策)	実施結果 ([]: 平成 24 年度実績、《 》: 理由等)
重点施策 16 の条例の進捗状況と併せた関係課との協議	・庁内関係課、市民及び関係審議会において検討し、見直しについての方向性を決定しました。
◎特別緑地保全地区への指定に向けた調査	・赤羽根十三図の地籍調査を実施しました。
◎先進市町村の状況調査	・インターネットや資料による調査を行いました。
自然環境評価再調査結果の周知	・ホームページで「まっぷ de ちがさき ³ 」により公開しました。

■ 予算執行状況等

担当課	平成 25 年度予算額	平成 25 年度 決算見込額	平成 26 年度 予算額
景観みどり課	(用地測量委託料(赤羽根十三図)) 0 千円	0 千円	2,000 千円

³ まっぷ de ちがさき: 茅ヶ崎市内の情報を検索し、地図上で視覚的に確認できる地図検索サービスのことです。ルート検索もできます(バスの路線にも対応しています)。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり



■評価及び理由

A 極めて順調に進んでいる	B おおむね順調に進んでいる	C ある程度進んでいる	D あまり進んでいない	E 今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%
				0%

【施策実施担当課：景観みどり課】

できたこと・成果

- ・市内関係課、市民及び関係審議会において協議を行い、課題や必要な制度について把握した上で条例の見直しにおける方向性をある程度決定することができました。
- ・赤羽根十三区の地籍調査を実施し、特別緑地保全地区指定の準備を進めることができました。
- ・先進市へのヒアリング等により、本市の状況に合った条例のあり方や制度の研究ができました。
- ・自然環境評価再調査の結果をホームページで公表し、保全すべき自然が多いことを周知できました。

できなかったこと・問題点

- ・方向性に沿った制度等の具体化には至っていません。



■今後の方向性(優先度順)

- ・重点施策 16 の自然環境の保全に向けた条例の策定と併せて検討します。

■スケジュール

短期			中期			長期			
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 現況調査(重点施策19の現況調査と同一)									
② 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整									
③ 保全すべき地域の運用、周知									

重点施策 18 自然環境庁内会議の設置

■ 施策のねらい

- ・自然環境を保全するための仕組みの一つとして、部局を超えた情報共有と連携を目的に「自然環境庁内会議」を設置します。

■ 平成 24 年度版年次報告書の内容

課題(環境審議会の評価)

- ・情報共有と、問題解決に向けた議論ができる会議にすること。
- ・この会議を指導し、議論の結果を実行するように指揮する所管課を決めること。



今後の方向性(32 年度までに目標を達成するため)

- ・引き続き情報の共有化を図ります。
- ・議論の結果を踏まえ、関係課で協力して対応します。



■ 平成 25 年度の取り組み

予定していた施策 (◎: 予定していなかったが実施した施策)	実施結果 ([]: 平成 24 年度実績、《 》: 理由等)
自然環境庁内会議の定例会(月 1 回)、臨時会の開催	次の内容について議論しました。 ・「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しについて ・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金運用ガイドライン」について ・緑被と緑視について など
◎庁内会議のメンバーの追加	・庁内だけでなく国や県の情報を得るため、広域事業政策課を追加しました。

自然環境庁内会議メンバー

景観みどり課
広域事業政策課(平成 25 年度追加)
農業水産課
環境政策課
都市計画課
建設指導課
開発審査課
公園緑地課
農業委員会事務局
+ オブザーバー(議題に合わせて)

定例会(月1回)
及び臨時会の開催

・情報共有
・迅速な対応
・機動的な連携 など

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

■予算執行状況等

担当課	平成 25 年度予算額	平成 25 年度 決算見込額	平成 26 年度 予算額
景観みどり課	0 千円	0 千円	0 千円



■評価及び理由

A 極めて順調に進んでいる	B おおむね順調に進んでいる	C ある程度進んでいる	D あまり進んでいない	E 今後、積極的な取り組みが必要
100%	90%	75%	60%	40%

【施策実施担当課：景観みどり課】

できたこと・成果

- ・情報共有を図るとともに、意見聴取を行う中で自然環境に係る施策の推進につなげることができました。
- ・下記の問題を踏まえて新たに広域事業政策課を追加し、情報共有の強化に努めました。

できなかったこと・問題点

- ・国や県の事業に関して、情報を共有する仕組みが確立されていませんでした。



■今後の方向性(優先度順)

- ・会議を通じて庁内関連部局の連携強化を図ります。
- ・イントラネット⁴等を通じて、自然環境に係る情報共有の徹底を図ります。

■スケジュール

短期			中期			長期			
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①「自然環境庁内会議」の開催									

⁴ イントラネット：インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、かつアクセスできる端末を制限する事で安全性を高めた企業内ネットワークのことです。